

目 次

○第1号（5月15日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議席の変更について	3
日程第 4 承認第 1号 専決処分について（榛東村税条例等の一部を改正する条例）	3
日程第 5 承認第 2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	5
日程第 6 承認第 3号 専決処分について（令和2年度榛東村一般会計補正予算（第1号））	6
日程第 7 議案第47号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第 8 議案第48号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第 9 議案第49号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第10 議案第50号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について	12
閉 会	15

令和 2 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

5 月 1 5 日 (金)

令和2年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和2年5月15日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年5月15日（金曜日）午前10時17分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議席の変更について
 - 日程第 4 承認第 1号 専決処分について（榛東村税条例等の一部を改正する条例）
 - 日程第 5 承認第 2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第 6 承認第 3号 専決処分について（令和2年度榛東村一般会計補正予算（第1号））
 - 日程第 7 議案第47号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第48号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 9 議案第49号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第50号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

3番	波多野 宏美 君	4番	善養寺 孝 君
5番	蜂 巢 實 君	6番	村 上 慎一 君
7番	川 田 敏彦 君	8番	小野関 治義 君
9番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	山 口 誠一 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	狩 野 宏 記 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 課 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	井 口 克 三 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前10時17分開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和2年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番山口宗一議員、12番岸昭勝議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第1回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 議席の変更について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議席の変更についてを議題といたします。

議員の欠員等に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更いたします。

変更いたしました議席は、お配りいたしました議席表のとおりです。



◎日程第4 承認第1号 専決処分について（榛東村税条例等の一部を改正する条例）

○議長（南 千晴君） 日程第4、承認第1号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 承認第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

専決処分書については議案書1ページから、議案参考資料は1ページからとなります。説明については、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の1ページをお願いします。

初めに、趣旨・目的ですが、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、榛東村税条例等の規定内容について、地方税法の改正に合わせた所要の改正を直ちに行う必要が生じ、また、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

続きまして、主な改正点についてご説明申し上げます。

なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございます。ご了承ください。

第36条の3の2及び3の改正は、個人の村民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族申告書にその旨の記載を不要とするなど、所要の改正を行うものです。

第54条の改正は、一定の調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることを規定するものです。

第74条の3は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間において、相続人等の現に所有している者に対し、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることを規定するものです。

第96条の改正は、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化を規定するものです。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例の適用期限を3年延長する改正です。

附則第10条の2の改正は、固定資産税の課税標準の特例の改正によるものです。

なお、今回の条例改正については、令和2年4月1日からの施行となります。

また、関係法令及び予算措置については、議案参考資料のとおりです。

以上で承認第1号 専決処分についての説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第5 承認第2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（南 千晴君） 日程第5、承認第2号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、承認第2号 専決処分について説明申し上げます。

議案書については7ページでございます。議案参考資料により説明させていただきますので、24ページをお願いします。

概要につきましては、令和2年3月31日に地方税法及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日からの施行とされた改正部分につきまして、国民健康保険税の賦課事務を円滑に進めるため、榛東村国民健康保険税条例の内容について所要の改正を直ちに行う必要があります。また、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、ご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、まず第2条関係として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げたものです。

次に、2としまして、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げたものです。

次に、第21条関係として、軽減判定基準の改正として、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべ

き金額を28万円から28万5,000円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を51万円から52万円に引き上げたものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日。適用につきましては、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号 専決処分について（令和2年度榛東村一般会計補正予算（第1号））

○議長（南 千晴君） 日程第6、承認第3号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、承認第3号 専決処分の承認について説明させていただきます。

議案書につきましては9ページ、議案参考資料につきましては26ページ、お願いいたします。

まず、議案書をお願いいたします。

榛東村一般会計予算に補正の必要が生じ、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次の10ページ、お願いいたします。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ15億92万2,000円を加え、総額を75億652万2,000円とするものでございます。この補正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係の補正予算成立を受けまして、村における実施経費を計上したものでございます。

今回の補正に計上しております特別定額給付金につきまして、可能な限り迅速に住民の皆さんの手元に届くようにと、例年になく強い要請、通知がありましたもので、国の補正予算成立の翌日に専決処分させていただいたものでございます。

議案参考資料の29ページ、お願いいたします。

29ページ、まず歳入です。

16款、2項、2目、民生費国庫補助金、補正額14億9,673万9,000円、臨時特別給付金、それから特別定額給付金、これらに係ります国庫補助金でございます。

以下、全て金額は補正額を申し上げます。

17款、2項、7目、教育費県補助金86万円。

20款、1項、1目、基金繰入金332万3,000円。こちらについては財政調整基金の繰り入れでございます。

続いて、30ページ、お願いいたします。

歳出に移ります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費14億7,497万7,000円。特別定額給付金給付事業に係るものでございます。

続いて、31ページ。

3款、2項、1目、児童福祉総務費2,176万2,000円。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係るものでございます。

32ページに移っていただきます。

4款、1項、2目、予防費332万2,000円。

10款、4項、1目、幼稚園費86万1,000円となっております。

一般会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第7 議案第47号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第47号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 議案第47号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

今回の改正は、令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正議案文は議案書13ページから、議案参考資料は34ページからとなります。説明については、議案参考資料について説明させていただきます。

議案参考資料34ページをお願いします。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございますが、ご了解お願いいたします。

附則第10条は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の新設に伴う改正で、公布の日から施行となります。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴う改正です。これはわがまち特例の特例率について規定するもので、公布の日から施行となります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正に伴う改正です。これは環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長するもので、公布の日から施行となります。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の新設で、公布の日から施行となります。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の新設に伴う新設です。これはイベントを中止するなどした事業者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人村民税における対応で、令和3年1月1日から施行となります。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の新設に伴う新設です。これは住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応で、令和3年1月1日から施行となります。

関係法令、予算措置については、御覧のとおりです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第47号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第47号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第48号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第48号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第48号について説明申し上げます。

議案書については16ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。39ページからお願いします。

令和2年4月7日閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった者に対し社会保険料等の免除を行うとされたことを踏まえ、該当となる者への介護保険料を減免するものでございます。

改正の概要でございますが、減免の基準は、1つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主とする者が死亡または重篤な傷病を負った場合、全部を免除するものでございます。

2つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主とする者の収入が前年の10分の3、30%以上減少が見込まれる場合、かつ、前年所得が400万円以下の者である場合は、一部減免ということでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第48号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第48号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することと賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第49号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第49号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第49号について説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案参考資料は40ページでございます。

議案参考資料によりまして説明申し上げます。

職員の特殊勤務手当につきまして、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、国家公務員に準じた改正を行うものでございます。

参考資料の41ページ、新旧対照表でございます。左欄、改正案の欄につきまして、下線部が改正箇所でございます。

制定附則に第2条を追加いたしまして、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者を収容した施設等において、防疫等作業に従事した職員に対して、特別勤務手当を特例支給することとするものでございます。

手当の額につきましては、附則第2条第2項におきまして、防疫等作業に従事した職員について日額3,000円とし、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他村長がこれに準ずると認める作業に従事した者にあつては、日額4,000円とするものでございます。

この一部改正条例は、附則におきまして、公布の日から施行するものと定めてございます。

以上、ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第49号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第50号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第50号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第50号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第2号）につい

て説明申し上げます。

議案書につきましては20ページ、議案参考資料につきましては42ページ、お願いいたします。

まず、議案書をお願いいたします。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ8,813万9,000円を加え、総額を75億9,466万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、村における支援策等を計上したものでございます。

議案参考資料の42ページのほうをお願いいたします。

初めに歳入です。

16款、2項、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,824万4,000円。

20款、1項、財政調整基金繰入金989万5,000円。

歳出、2款、1項、14目に地方創生臨時交付金費、これを設けまして、今回計上いたしました感染症対策経費をまとめて計上しております。感染症予防対策避難所備品整備事業484万5,000円、感染症対策子育て世帯等応援給付金事業3,321万4,000円、感染症対策臨時特別出産祝金給付事業1,200万円、感染症予防対策・事業者支援事業791万8,000円、感染症対策経営支援事業3,006万2,000円。

4款、1項、職員給与費といたしまして、先ほど議案第49号で審議していただきました職員の特殊勤務手当10万円を計上しております。

榛東村一般会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 先ほどの説明なんですけれども、福祉施設等緊急支援というところで、村内に所在する介護施設、身体障害者施設、老人保健施設、こども園、保育園、学童保育所、医療機関、一般廃棄物収集事業者、この等に対して10万円を給付すると、マスクを配付すると。これは福祉施設等緊急支援ということになっているわけですね。これは本当に待たれているというふうに思います。これはこの名のとおり支給ですね、緊急に支援するということが大事だと思います。

調査が3月に調査をされたら、各施設がどのくらい今マスクが足りないのかとか、実情がどうだとかというふうに話を聞いたんですけれども、こういうときにやはり村が危機意識を持っていれば、もっと早くいろいろな調査もできるかと思うんですね。新たに調査をするということなので、これがいつ頃調査をするか。それから、調査も、必要なものを調査もするんだと思うんですけれども、形だけじゃなくて実情というんですかね、こういう施設。それから、子どもの状態とか、いろいろな事業者

の状態も含めて、村内の施設の状態もつかむ必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） マスクの配付につきましては、ご承知のとおり、マスクがどれだけすぐ調達できるかは、これからはなりますので、まだ品薄ということがありますので、その調達ができる段階を見ながら、今ここに上げてあります福祉施設等への配付は考えていきたいと考えております。

また、以前ですが、備蓄のマスクの段階ですけれども、介護や老人の関係の事業所には、3月中に実は1回既に配付はしておりますので、そこでまた今回は追加、この予算がお認めいただければ、追加のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 同じところなんですけれども、マスクを配付ということで調査をして、消毒液も足りないところもあるかと思うんですよね。現在足りないところもあるかもしれないし、また今後、不足してくるということもある。その点、マスクとともに消毒液も、これも必要なものだというふうに思いますけれども、消毒液も一緒にこれも支援の対象にするというふうにはならないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 福祉施設等の緊急支援事業につきましては、プッシュ型ということで考えております。申請をいただいてどうのこうのということではなくて、村のほうから現金についても、マスクについても給付、配付をしていきたいというふうに考えております。その中で、今、アルコールですかね、ということのお尋ねなんですけれども、そちらについても現在品薄というような状況が大分改善はされてきてはいると思うんですけれども、そういう状況でございます。

現物を給付するというのも一つの方法かと思っておりますけれども、給付させていただきます10万円の中で、各事業者さんの判断で必要な消耗品類とか、あるいは備品類等を購入いただくということも想定をしているところでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第50号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、令和2年第1回臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 山 口 宗 一

榛東村議会議員 岸 昭 勝